

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2018年12月11日	
【会社名】	株式会社ケイブ	
【英訳名】	CAVE Interactive CO.,LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長・CEO 高野 健一	
【本店の所在の場所】	東京都目黒区上目黒2丁目1番1号	
【電話番号】	03-6820-8176	
【事務連絡者氏名】	常務取締役・CFO 菊地 徹	
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区上目黒2丁目1番1号	
【電話番号】	03-6820-8176	
【事務連絡者氏名】	常務取締役・CFO 菊地 徹	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	449,160,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	760,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社において標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 2018年12月11日開催の取締役会決議によります(当該決議により発行される株式を、以下「本新株式」といいます。)

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	760,000株	449,160,000	224,580,000
一般募集			
計(総発行数)	760,000株	449,160,000	224,580,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は224,580,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
591	295.5	100株	2018年12月27日(木)		2018年12月27日(木)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照下さい。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込み及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日以内に後記払込取扱場所へ金銭を払い込むものとしたします。

4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約が締結されない場合には、第三者割当増資は行われなないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ケイブ 経営企画部	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 高田馬場支店	東京都新宿区高田馬場一丁目27番7号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
449,160,000	4,100,000	445,060,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用100千円、弁護士費用2,000千円、変更登記費用2,000千円となります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額445,060,000円につきましては、次のとおり充当する予定であります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
ネットクレーンゲーム事業の新規展開(注3)	100	2019年1月～ 2019年8月
新規スマートフォンネイティブゲームのアプリ開発費用(注4、5)	300	2019年3月～ 2020年6月
「デビルブック」のプロモーション費用(注6)	45	2019年1月～ 2019年2月

(注) 1. 上記の使途及び金額は、現時点での当社の新規事業展開、プロモーション計画等を前提として、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、当社が上記計画を変更した場合あるいは事業環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、上記計画のいずれもが順調に進捗した場合を前提としております。

2. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行預金で運用する予定であります。

3. 開発に係る人件費として64百万円、外注費として16百万円、マーケティング費用として20百万円を見込んでおります。

4. 開発に係る人件費として240百万円、リリース前6ヶ月間の外注費として60百万円を見込んでおります。

5. 「スマートフォンネイティブゲーム」とは、スマートフォンにゲームソフトをダウンロードしてプレイするゲームをいいます。

6. 当該タイトルのリリース後に必要な、主にネットワーク上の広告展開において、2019年1月から2019年2月にかけて45百万円を見込んでおります。

() ネットクレーンゲーム事業の新規展開

当社は、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1. 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に後述するとおり、ネットクレーンゲーム事業の新規展開を検討しております。

2018年5月10日開催の取締役会で決議した第三者割当増資の資金使途「ネットクレーンゲーム事業の新規展開」については、アプリケーション開発を進めており、これまでは日本国内向けの配信を中心に考えておりましたが、現在は香港における展開が具体化しており、海外マーケットにも対応した開発が必要となったことから、当該海外マーケット対応のための開発費用に今回の調達資金を充当する方針です。具体的には開発に係る人件費として64百万円、外注費として16百万円、マーケティング費用として20百万円を見込んでおり、2019年8月頃のサービス開始を想定しております。

() 新規スマートフォンネイティブゲームのアプリ開発費用

当社は、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1. 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に後述するとおり、株式会社KeyHolder(以下「KeyHolder」といいます。)の子会社である株式会社KeyStudio(以下「KeyStudio」といいます。)の持つ「ライブ・エンターテインメント施設」を活用し、昨今市場が形成されつつある、2.5次元展開(注)することを意識した新規スマートフォンネイティブゲーム開発・配信を検討しております。

このような新規スマートフォンネイティブゲームのアプリ開発費用として、当社における開発実績を踏まえ、約16ヶ月でのリリースを目指しており、開発に係る人件費として240百万円、リリース前6ヶ月間の外注費として60百万円を見込んでおり、2020年6月頃の配信開始を想定しております。

() 「デビルブック」のプロモーション費用

当社は、iOSやAndroidで作動するスマートフォンネイティブゲームとして、新規タイトル「デビルブック」を2018年12月にリリースすることを予定しています。

「デビルブック」は、当社が韓国のANGEL GAMES社からライセンス提供を受けて日本国内向けに配信するものです。2018年5月10日開催の取締役会で決議した第三者割当増資の資金使途「海外スマートフォンネイティブゲームの日本配信事業の強化」も海外のゲームを日本国内向けに配信するという意味では同じですが、資本業務提携契約を締結した株式会社フォーサイドとの協同事業上のものであり、「デビルブック」とは関連していません。なお、「海外スマートフォンネイティブゲームの日本配信事業の強化」につきましては、台湾、香港を中心に、日本配信に適したタイトルを現在調査中です。

スマートフォンゲームはリリース直前の事前登録における集客や、リリース直後のダウンロード数を基準にしたランキングにおいて上位に露出することがその後のゲームの成否を大きく左右します。そのため、当該タイトルのリリース後に必要な、主にネットワーク上の広告展開において、2019年1月から2019年2月にかけて45百万円を見込んでおります。

以上の施策を目的に、当社は2018年12月11日、割当予定先であるKeyHolderに対する第三者割当による本新株式の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)を決定致しました。

(注) 「2.5次元展開」とは、近年インターネット上で広まった言葉であり、主にマンガやアニメーションそしてゲームなど、もともと2次元で表現された作品や映像コンテンツにおける架空の世界観と、そこに登場するキャラクターを、実在する人間が舞台やミュージカルなどの形で演じることをいいます。

2017年12月5日に提出の有価証券届出書に記載した資金使途についての充当状況

払込期日	2017年12月22日
調達資金の額	209,963,300円(差引手取概算額197,963,300円)
発行価額	1株につき1,873円
募集時における発行済株式総数	2,782,600株
当該募集による発行株式数	112,100株
募集後における発行済株式数	2,894,700株
割当先	SAMURAI&J PARTNERS株式会社
発行時における当初の資金使途	「ロード・オブ・ダンジョン」プロモーション費用、海外タイトルの獲得費用
発行時における支出予定時期	2017年12月～2018年5月
現時点における充当状況	「ロード・オブ・ダンジョン」プロモーション費用：60百万円 海外タイトルの獲得費用：47百万円

(注) 上記の「発行時における支出予定時期」につきましては、当社が2018年5月10日付で関東財務局に提出した有価証券届出書及び株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に開示した「新株式発行等に関する資金支出予定時期変更のお知らせ」に記載のとおり「2017年12月～2019年2月」に変更しております。

2018年5月10日に提出の有価証券届出書に記載した資金使途についての充当状況

() 第三者割当による新株式の発行

払込期日	2018年5月28日
調達資金の額	299,592,000円(差引手取概算額291,592,000円)
発行価額	1株につき1,387円
募集時における発行済株式総数	2,894,700株
当該募集による発行株式数	216,000株
募集後における発行済株式数	3,110,700株
割当先	株式会社フォーサイド 144,000株 SAMURAI&J PARTNERS株式会社 72,000株
発行時における当初の資金使途	海外スマートフォンネイティブゲームの日本配信事業強化、ネットクレーンゲーム事業の新規展開、eスポーツ向けゲームの開発とイベント及び施設の運営等、「三極ジャスティス」のプロモーション費用
発行時における支出予定時期	2018年6月～2019年5月
現時点における充当状況	海外スマートフォンネイティブゲームの日本配信事業強化： 0百万円 ネットクレーンゲーム事業の新規展開： 50百万円 eスポーツ向けゲームの開発とイベント及び施設の運営等： 50百万円 「三極ジャスティス」のプロモーション費用： 91百万円 なお、100百万円については、2019年1月から5月にかけて、海外スマートフォンネイティブゲームの日本配信事業強化費用として充当予定です。

() 第三者割当による第22回新株予約権の発行

払込期日	2018年5月28日
発行新株予約権数	720個
発行価額	新株予約権1個当たり3,420円
発行時における調達資金の額 (差引手取概算額)	100,326,400円(注1)
割当先	SAMURAI&J PARTNERS株式会社
募集時における発行済株式数	2,894,700株
当該募集による潜在株式数	72,000株
現時点における行使状況	行使済新株予約権数：0個
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	2,462,000円
発行時における当初の資金使途	「三極ジャスティス」のプロモーション費用(注2)
発行時における支出予定時期	2018年8月～2019年5月(注2)
現時点における充当状況	「三極ジャスティス」のプロモーション費用に全額を充当

(注) 1. 調達資金の額は、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

2. 第22回新株予約権につきましては、市場環境から行使が進まず、資金調達ができておりません。なおかつ「三極ジャスティス」は2019年2月のサービス終了が予定されていることから、下記のとおり資金使途及び支出時期を変更いたします。(変更箇所は___で示しております。)

<変更前>

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
「三極ジャスティス」のプロモーション費用	100	2018年8月～ 2019年5月

<変更後>

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
「デビルブック」のプロモーション費用	100	2019年6月～ 2019年10月

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社KeyHolder
	本店の所在地	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第51期 (自2017年4月1日至2018年3月31日) 2018年6月27日に関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第52期第1四半期 (自2018年4月1日至2018年6月30日) 2018年8月10日に関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第52期第2四半期 (自2018年7月1日至2018年9月30日) 2018年11月13日に関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

() 割当予定先を選定した理由

当社は、1994年6月の設立以来、「ケイブが創ると未来はもっと楽しくなる。」というコンセプトの下、コンシューマーゲーム(注1)、モバイル公式コンテンツ(注2)、PCオンラインゲーム(注3)、モバイルブラウザゲーム(注4)、スマートフォンネイティブゲーム等、多くの方々楽しんでいただくコンテンツ作りに邁進してまいりました。

現在、当社においては、世界的なスマートフォンの普及に伴い特に急成長している、スマートフォンネイティブゲームの配信に最も注力しており、その結果、当社の売上高のほぼ100%は、オンライン上で提供するコンテンツ配信事業によるもので構成されるようになり、名実ともに“オンラインエンターテインメント企業”としての地歩を固めつつあります。その代表的なコンテンツタイトルとなるのが、2015年4月のサービス開始から順調に運営を続けている「ゴシックは魔法乙女～さっさと契約しなさい～」であり、2018年5月期では当社全体売上高70%以上を占めるまでに至っております。当社は、当社が保有するコンテンツタイトルを日本のみならず、海外においても展開することでグローバルに事業拡張し、経営成績及び企業価値を向上させることが当社の重大な経営課題であると認識しております。

また、当社は、これまでのオンライン環境でのゲーム制作及び運用経験を活かし、昨今のトレンドでもあるIoT領域におけるエンターテインメント事業として、パソコンやスマートフォンをコントロールパネルとして、インターネット経由でリアルなクレーンゲーム機を操作することにより、いつでも・どこでもクレーンゲームを楽しめる、デジタルとリアルを融合させた“ネットクレーンゲーム事業”の新規展開を実現させるべく、現在もサービス開始に向けた協議を進めておりますが、数多くある同業他社の中で後発である本案件の成功確率をより高めるためには、ゲームとは異なる切り口のエンターテインメント性を取り込んだ事業展開も検討が不可欠と考えてまいりました。

持株会社であるKeyHolderは、グループ傘下にライブ・エンターテインメント施設の運営を行うKeyStudioをはじめ、テレビ番組制作を行う株式会社KeyProductionなど、様々なエンターテインメント事業を展開しており、当社とは異なる要素を多数有しております。

KeyHolderは、前述のとおりエンターテインメント事業を中心とした持株会社ではありますが、その歴史を紐解くと、元々は1967年12月の設立から2018年の3月末までの半世紀以上にわたって「ゲームファンタジア」及び「アドアーズ」のブランド名で、アミューズメント施設運営を展開してきた背景(注5)を有しており、その頃から当社とも少なからずの接点がございました。

そのため、KeyHolderは、アミューズメント業界に対する知見と理解を有しており、当社の根幹事業であります、スマートフォンネイティブゲームをはじめ、新規事業に関しても有益な助言・アドバイスを頂けるものと考えております。

当社は2019年5月期において、新規オリジナルタイトル「三極ジャスティス」における収益化を大きく見込んでおりました。さらなる成長の為に、2018年5月10日開催の取締役会で決議された第三者割当増資と同日に、新サービスとしてネットクレーンゲーム事業の新規展開についても取締役会で決定いたしました。しかしながら競合の激化に伴い、ゲーム開発について、国内配信を中心に考えておりましたが、海外を含めた展開及びネットワーク利用環境の変化に対応した展開を見越して行うことが必要となりました。

本来であれば「三極ジャスティス」で得た収益をネットクレーンゲーム事業の追加開発費等へ充当することを予定しておりましたが、その前提となる「三極ジャスティス」の収益化を実現することができず、ネットクレーンゲーム事業は当初の想定どおり推進することができておりません。

そのような状況ですので、イベントに係る豊富な経験を有し、アミューズメント業界に精通したKeyHolderとの資本業務提携をもって、現在開発中のネットクレーンゲーム事業をより成功に近づけることが必要であり、それが可能であると思っております。

以上のことから、当社の主力事業であるスマートフォンネイティブゲームの開発、新規事業として検討しているネットクレーンゲームの両方において有効であるとの考えから、KeyHolderとの資本業務提携契約を締結し、本新株式の割当について合意致しました。

[資本提携の内容]

当社は、2018年12月27日付（予定）で、KeyHolderに対して、第三者割当の方法で、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）760,000株（増資後の発行済株式総数に対する所有割合19.63%（小数点以下第3位を四捨五入しています。以下、割合の計算において同様に計算しております。））を449,160,000円（1株591円）にて発行し、同社に引き受けてもらう予定です。

[業務提携の内容]

当社とKeyHolderとの間で合意している業務提携の内容は以下の通りです。

なお、具体的な内容については今後、協議の上、決定してまいります。

ネットクレーンゲーム事業の新規展開における運営サポート

当社は、これまでのオンライン環境でのゲーム制作及び運用経験を活かし、昨今のトレンドでもあるIoT領域におけるエンターテインメント事業として、パソコンやスマートフォンをコントロールパネルとして、インターネット経由でリアルなクレーンゲーム機を操作することにより、いつでも・どこでもクレーンゲームを楽しめる、デジタルとリアルを融合させた“ネットクレーンゲーム事業”の新規展開を検討しております。利用者は、欲しい景品を獲得するため、パソコンやスマートフォンから実際に設置されているクレーンゲーム機を操作し、ゲームに成功した場合には、その獲得した景品が自宅に送られる仕組みとなっており、オンライン上のデジタルな景品ではなく、実際の景品を取得できる点が特に人気となっております。そのため、既にサービスを開始している企業は当該事業での業績を大きく伸ばしており、大手企業を中心に新たに当該事業へ参入する企業が増加しております。よって、今後も更なる市場拡大が期待されている反面、多くの競合他社に対して優位的なサービス上の演出及び効果的なプロモーション展開に加えて、差別化された優良な景品の企画・製作が必要となります。それらに関しては、当社がこれまでに培ったゲーム性やソーシャル性を高める運用ノウハウや、プロモーションに関する知見を運営に投じることができ、これに加えて、KeyHolderがグループで持つ、イベント運営やマーケティングに係る様々なノウハウや経験則等を合わせたサポートを受けることで、付加価値の高いネットクレーンゲーム事業を実現することができると考え、資本業務提携を通じて当該事業の取り組みを行うことが得策と判断しております。

新規スマートフォンネイティブゲームのアプリ開発

昨今、ゲームを取り巻く環境として、「プレイする楽しみ」のみならず、「観る（観戦）楽しみ」も注目されており、新たな環境が、日本の市場においても芽生えつつあります。

特にKeyStudioの持つ「ライブ・エンターテインメント施設」を活用し、昨今市場が形成されつつある、2.5次元展開することを意識した新規スマートフォンネイティブゲームを開発することで、ゲームのイベントやキャラクターを舞台で展開したり、また逆に、舞台のイベントやキャラクターをゲームで展開したりする等、双方の持つ強みを活かしたゲーム開発・配信が可能になると考えております。

eスポーツ(注6)展開における運営サポート

当社が、今後の展開として掲げておりますeスポーツの市場は、ゲーム性はもちろんですが、オンライン環境のみならず、会場でのイベントや大会の開催等のオフラインにおける環境構築が非常に重要な要素と捉えております。当社が運営を計画するeスポーツイベントが、「観戦する楽しみ」「実況・解説を聞く楽しみ」「会場に行く楽しみ」など舞台演出・運営の知見・経験ノウハウが豊富にありますKeyHolderグループのサポートを受けて取り組めることは、今後大きく市場が増えていくeスポーツの市場開拓に向け、新たなビジネスの創出が可能になると考えております。

- (注) 1. 「コンシューマーゲーム」とは、家庭用ゲーム機器とゲームソフトでプレイするゲームをいいます。
2. 「モバイル公式コンテンツ」とは、携帯電話の通信キャリアやゲーム運営会社が運営するサイトにおいて提供される、ゲームソフト、音楽配信、占い等の情報配信等のコンテンツをいいます。
3. 「PCオンラインゲーム」とは、パソコンを利用した「オンラインゲーム」をいいます。「オンラインゲーム」とは、インターネットに接続してユーザー同士がコンピュータネットワーク上でプレイするゲームをいいます。

4. 「モバイルブラウザゲーム」とは、携帯端末機器(フューチャーフォン及びスマートフォンを含みます。)を利用する「ブラウザゲーム」をいいます。「ブラウザゲーム」とは、ゲームソフトやアプリケーションをダウンロードすることなくインターネットに接続してブラウザ(Webページを閲覧するソフト)上でプレイするゲームをいいます。
5. KeyHolderの100%子会社としてアミューズメント施設「アドアーズ」を運営していたアドアーズ株式会社は、2018年3月時点で、株式譲渡によりKeyHolderグループよりグループアウトしております。
6. 「eスポーツ」とは、「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称です。

() 本第三者割当増資を選択した理由

その他の資金調達方法の検討

当社取締役会における本第三者割当増資と他の資金調達の手段との比較検討結果については、次のとおりです。

まず、(i)間接金融(銀行借入及び社債)による資金調達は、当社の事業内容が、スマートフォンネイティブゲームという多数の競合他社が存在する市場であり、開発費や広告宣伝への先行投資資金を確実に回収できるかどうか不明確な状況であることから、事実上調達が困難な状況にあります。

次に、()直接金融による資金調達のうち、公募増資及び株主割当においては、多額かつリスクの高い開発資金及び広告宣伝費について出資者を広く募ることから、必要十分な引受先が集まらない可能性が高いこと、株式市場における需給が悪化し、株価下落の要因となる結果、当社の信用や事業に悪影響を及ぼす可能性があること、さらには調達に要するコストが第三者割当増資に比して高いことから、本第三者割当増資と比較して適切でないと判断いたしました。また、新株予約権の発行による資金調達については、権利行使の状況に応じて即時の希薄化を避けることができる可能性はありますが、新株予約権が行使された時点で実質的な資金調達となるため、株価動向次第では行使が進まずに資金調達が予定した時期にできない懸念や想定した金額を調達できない懸念があり、現時点で新株予約権を発行することは適切でないと判断しました。

()ライツ・オファリングにおいては、ノンコミットメント型と、当社と金融商品取引業者とで元引受契約を締結するコミットメント型のものがありますが、コミットメント型は、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストが高くなることが予想され、また、ノンコミットメント型には上記()と同様に、既存株主の参加率が不透明であるために資金調達の蓋然性確保の観点で問題があることから、本第三者割当増資と比較して適切でないと判断いたしました。

以上より、当社取締役会は、他の資金調達方法ではなく本第三者割当増資による資金調達が最適と判断いたしました。

第三者割当てによる方法を選択した理由

当社は、上記「()割当予定先を選定した理由」に記載のとおり、当社とKeyHolderとの業務提携の効果をより確実なものとする必要があることから、迅速かつ確実性の高い方法により資金調達を行うものであります。そのため、当社は、直接当社の株式を発行して保有してもらうべく、第三者割当の方法を実施することが適切であると判断いたしました。

本第三者割当増資により既存株主の持株比率に一定の希薄化が生じますが、KeyHolderとの資本業務提携の遂行により、当社の事業拡大が実現されて収益の拡大が見込まれることから、当社の企業価値は向上するものと確信しており、最終的に既存株主の利益向上に繋がるものと考えております。

d．割り当てようとする株式の数

本第三者割当増資により割り当てようとする株式の数は760,000株であり、その全部をKeyHolderに割り当てる予定です。

e．株券等の保有方針

上記「c．割当予定先の選定理由（ ）割当予定先を選定した理由」に記載のとおり、当社は、KeyHolderとの間で資本業務提携を行い、ネットクレーンゲーム事業の新規展開、新規スマートフォンネイティブゲームのアプリ開発、eスポーツ展開における運営サポート等を行っていくことを考えております。

また、当社株式の売却に際しては、東京証券取引所の定める譲渡の報告等に関するルールその他の法令諸原則を遵守することも口頭で確認しております。

なお、当社は、KeyHolderから、KeyHolderが払込期日から2年以内に本第三者割当増資により発行される本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、KeyHolderから、本第三者割当増資の資金は手許現預金でまかなう旨の説明を受けています。なお、当社は、KeyHolderが2018年11月13日付けで公表している第52期第2四半期に係る四半期報告書に含まれる連結貸借対照表において、十分な現金及び現金同等物を有していることを確認しており、本第三者割当増資の払込みに必要かつ十分な現預金を有しているものと判断しております。

g．割当予定先の実態

当社は、KeyHolderより、反社会的勢力とは一切関係がないことの説明を受けております。また、KeyHolderは東京証券取引所「JASDAQ（スタンダード）」市場の上場会社であり、当社は、KeyHolderが東京証券取引所に提出しているコーポレートガバナンス報告書において、KeyHolderグループが、反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを基本方針としており、その旨を「グループ法令遵守基本方針」に明文化し、事業所等見やすい場所に掲示し、全社員への周知徹底をはかっていること、平素から総務部門が統括部署となり、反社会的勢力に関する情報収集に努めるとともに、万一、反社会的勢力からの接触を受けた場合は、適宜に警察・弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処していること、新規取引先に対する与信申請及び契約締結に係る稟議申請の際に、新規取引先と反社会的勢力との関わりに関する事前審査を実施していることを確認しております。また、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索により、KeyHolderグループ及びその役員は反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】**(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方**

本新株式の発行価格については、KeyHolderとの協議を踏まえ、当社取締役会は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日（2018年12月10日。以下「基準日」といいます。）の東京証券取引所における当社株式の終値を基準とし、かかる値から8.94%のディスカウントをした591円といたしました。

本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準としたのは、直近の株価を基準とすることが当社の企業価値を最も適正に反映していると判断したためです。当社は、当社株価のボラティリティの大きさ及び本第三者割当増資により生じる希薄化等を総合的に勘案し、KeyHolderとの協議の上、8.94%のディスカウントをすることを決定いたしました。

KeyHolderからは、当社の事業戦略及び将来性について一定の理解をしてもらっているものの、業績の回復が遅れていること、ネットクレーンゲーム事業の新規展開を行うことを検討しており、また新規スマートフォンネイティブゲームのアプリ開発及び新規タイトルのプロモーションを今後積極的に行っていく予定であること等から、株価下落リスクもあり、ディスカウント価格で引き受けることにより株価下落損失を最小限としたい旨の提案を受けました。当社としては、既存株主の皆様の株式の希薄化を最大限防止するべく、KeyHolderと交渉を重ねましたが、当社の財務状況を改善して、上記新規事業に踏み切り、またネットクレーンゲーム事業の新規展開のための費用、新規スマートフォンネイティブゲームのアプリ開発費用及び新規タイトルのプロモーション費用を調達することが当社にとって急務であり、これを実現することが企業価値の向上及び既存株主の皆様の利益に繋がると考え、上記のディスカウント価格で本第三者割当増資を実行することといたしました。

当該価格は、東京証券取引所における当社株式の基準日以前1ヶ月間の終値平均である708円(円未満四捨五入。以下、終値平均の計算において同様に計算しております。)に対して16.53%のディスカウント、基準日以前3ヶ月間の終値平均である834円に対して29.14%のディスカウント、基準日以前6ヶ月間の終値平均である980円に対して39.69%のディスカウントをした金額となっております。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、第三者割当増資の発行価額は原則として取締役会決議日の直前営業日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であるべきこととされているところ、この発行価額は、当該指針に準拠するものであり、特に有利な払込金額に該当しないものと判断しております。

なお、当社監査役3名(社外監査役2名)全員からは、上記払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な価値である市場価格を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案し、適正かつ妥当であり、特に有利な払込金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により発行される株式数は760,000株(議決権数7,600個)であり、2018年5月31日現在における当社の発行済株式数は3,110,700株(議決権数30,629個)ですので、24.43%の割合で希薄化が生じます。

このように、本第三者割当増資によって一定の希薄化が生じますが、一方で、当社が本第三者割当増資によって得た資金を、上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」で記載した使途に用いることによって、ネットクレーンゲーム事業の新規展開、新規スマートフォンネイティブゲームのアプリ開発及び新規タイトル「デビルブック」のプロモーションを実施することができ、これらによる売上規模の拡大及び財務基盤の強化を図ることができるため、当社の企業価値の最大化につながるものと判断しております。

したがって、本第三者割当増資の規模及び希薄化率は合理的であり、当社及び株主の皆様への影響という観点からみて相当であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議決権 数に対する所有 議決権数の割合 (%)
株式会社KeyHolder	東京都港区虎ノ門一丁目 7番12号			760,000	19.88
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目 6番1号	335,400	10.95	335,400	8.77
高野 健一	東京都港区	236,100	7.71	236,100	6.18
五味 大輔	長野県松本市	220,000	7.18	220,000	5.75
株式会社フォーサイ ド	東京都中央区日本橋室町 三丁目3番1号	144,000	4.70	144,000	3.77
SAMURAI&J PARTNERS 株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目 7番12号	72,000	2.35	72,000	1.88
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS- MARGIN (CASHPB)(常 任代理人 野村証券株 式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM(東京都中央区日 本橋1丁目9-1)	55,000	1.80	55,000	1.44
鎌田 光和	東京都新宿区	51,400	1.68	51,400	1.34
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀 行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM(東京都千代田区 丸の内2丁目7-1 決 済事業部)	50,600	1.65	50,600	1.32
仙石 丈晴	東京都目黒区	43,000	1.40	43,000	1.12
計		1,207,500	39.42	1,967,500	51.47

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2018年5月31日現在の株主名簿上の株式数(総議決権数は30,629個)を基準としております。

2. 今回の割当予定先以外の株主の所有議決権数の割合については、2018年5月31日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の各株主の所有株式数に係る議決権の数を、2018年5月31日現在の総議決権数30,629個に、本第三者割当増資により発行する本新株式760,000株(議決権数7,600個)を加えた合計議決権数38,229個で除して算出した数値であります。

4. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第24期)及び四半期報告書(第25期第1四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2018年12月11日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2018年12月11日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第24期)提出日(2018年8月29日)以降、本有価証券届出書提出日(2018年12月11日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2018年8月29日提出臨時報告書)

1 提出理由

2018年8月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2018年8月28日

(2) 決議事項の内容

議案 取締役5名選任の件

取締役として、高野健一、池田恒基、菊地徹、小尾敏仁、川口洋司の各氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
議案 取締役5名選任の件					
高野 健一	17,854	56	0	(注)	可決 97.94
池田 恒基	17,854	56	0		可決 97.94
菊地 徹	17,851	59	0		可決 97.92
小尾 敏仁	17,853	57	0		可決 97.93
川口 洋司	17,853	57	0		可決 97.93

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

3 最近の業績の概要について

第25期第2四半期累計期間（自 2018年6月1日 至 2018年11月30日）における売上高の見込は以下のとおりです。なお、下記の数値については決算確定前の暫定的なものであり変動する可能性があります。

期間	第25期第2四半期累計期間 (自 2018年6月1日 至 2018年11月30日)
売上高	約1,020百万円

売上高以外の指標につきましては、現時点では精査中であり、記載を行うことにより投資家の皆様の判断を誤らせる恐れがあるため記載しておりません。

また、現在配信中のゲームアプリ「三極ジャスティス」に係る固定資産について、減損の兆候が認められたため、帳簿価額と将来キャッシュ・フローによる回収可能額を比較検討した結果、当該固定資産の帳簿価額の全額を第25期第2四半期会計期間（2018年9月1日～2018年11月30日）において、減損損失に計上いたします。対象となる固定資産の減損損失計上額は440百万円となります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第24期)	自 2017年6月1日 至 2018年5月31日	2018年8月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第25期第1四半期)	自 2018年6月1日 至 2018年8月31日	2018年10月11日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年 8月28日

株式会社ケイブ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阪 中 修指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前 田 隆 夫

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケイブの平成29年6月1日から平成30年5月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケイブの平成30年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ケイブの平成30年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ケイブが平成30年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2018年10月11日

株式会社ケイブ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阪	中	修	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林	一	樹	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケイブの2018年6月1日から2019年5月31日までの第25期事業年度の第1四半期会計期間(2018年6月1日から2018年8月31日まで)及び第1四半期累計期間(2018年6月1日から2018年8月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ケイブの2018年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。